

にし茶屋街地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	にし茶屋街地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	野町2丁目の一部（市道野町二丁目線22号（以下「道路」という。）の起点から150mまでの沿道一宅地で、別に区域図に定める範囲）
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.7ha
まちづくりの目標	本地区は、市内を流れる犀川の南、寺町寺院群の近くに位置し、藩政時代からの歴史を持つ「にし茶屋街」として、今でも料亭が軒を並べ趣のある雰囲気を作り上げている。 また、金沢の南の玄関口の野田専光寺線と接しており、近代的な街並みとの調和を図りながらも、人々がそぞろ歩けるまちとしての賑わいを創出することを目標とする。
まちづくりの方針	まちなみの統一性、連続性に配慮し、平入りの屋根と格子を用いた歴史的な茶屋建築を保全することによって、伝統的な意匠を継承し、金沢の情緒が色濃く感じられるまちなみを創出する。
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>【用途の制限】 次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの 同法第2条第6項第3号に定める興行場（俗称「ストリップ劇場等」）、第4号に定める宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル等」）、及び第5号に定める性的物品販売業（俗称「アダルトショップ等」） ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設、自動車教習所、及び畜舎 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスでコンテナ形式のもの 倉庫業を営む倉庫 工場で床面積の合計が50㎡を超える工場 単独車庫（附属車庫を除く） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する団体の事務所 <p>【壁面の位置の制限】 壁面の位置は前面道路の境界線から30cm以上、1m以内とする。ただし、西料亭組合事務所はこの限りではない。</p> <p>【高さの制限】</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物等の最高高さは、12m以下とする。 階数は2以下とする。ただし、地階及び3階部分が屋根裏を利用するなど前面道路から見えないものを除く。 <p>【建築物等の形態又は意匠の制限】</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物等 <ul style="list-style-type: none"> 屋根は庇部分を除き日本瓦葺きで勾配3/10以上の勾配屋根を基本として、道路に面して軒を設ける。この場合、軒高は6m以下、軒の出は30cm以上とする。ただし、2階部分に庇を設けるなど隣接する建築物と軒先を揃えた場合は軒高を6.5m以下とすることができる。 道路に面する1階部分には軒又は庇を設け、軒又は庇の出は30cm以上とする。 道路に面する外壁は伝統的な意匠（板貼り又はリシン吹付）とする。 道路に面する主要な出入口は引き戸とする。 道路に面する開口部で1階部分は格子を設け、1階以外の部分は格子、雨戸又はすだれを設けるものとする。 木材仕上げの外壁を補修する場合は、表面に防火性能を有する塗料を塗布するよう努める。 屋根の色は黒・濃茶を基調とし、外壁の色は茶を基調とした落ち着いた色調とする。ただし、西料亭組合事務所はこの限りではない。 道路からの段差を無くす等、バリアフリーに努めるものとする。 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、電気・ガスのメーター、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。

そ の 他 住 み 良 い ま ち づ く り を 推 進 す る た め に 必 要 な 事 項	建築物等に関する事項	<p>(2) 屋外広告物等 屋外広告物は自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。ただし、「にし茶屋街を愛する会」が認めるものについてはこの限りではない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>① 屋根面及び屋上には設置しない。 ② 点滅灯、回転灯及びネオン管は使用しない。 ③ 電光表示装置は、設置しない。 ④ 壁面に表示する場合は、広告物等の上端は地盤面より6m以下とし、かつ合計表示面積は2㎡以下とする。 ⑤ 外壁から張り出して設置する場合は、一建築物につき1ヶ所までとする。また、外壁面からの張り出しを1m以内で、かつ、下端は地盤面から2.5m以上とし、表示面積は2㎡以下とする。 ⑥ 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から6m以下とし、一面当たりの表示面積は1㎡以内とし、かつ、合計表示面積が2㎡を超えないものとする。</p> <p>【垣又は柵の構造の制限】 (1) 道路に面して駐車場を設置する場合には、乗り入れ部分以外の箇所に垣又は柵を設けなければならない。 (2) 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。 ・生垣、板塀、土塀又は植栽 ・コンクリートブロック、石積等は敷地地盤面から0.6m以下とする。</p> <p>【土地利用等の制限】 新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合を含む。）は、事前に「にし茶屋街を愛する会」と協議しなければならない。</p>
	その他土地利用の制限に関する事項	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的外観を有する建築物を保全し、新たに青空駐車場を設けないように努める。 ・建築物へのアプローチは石貼り、洗出し又は玉砂利とするように努める。 ・道路に面して建築物ごとに1箇所以上は植栽、鉢植えを置くなど緑化に努める。 ・自動販売機を設置する場合には、建築物等と一体とし壁面線から突出しないようにするなど道路の見通しに配慮し、まちなみとの調和を図るものとする。また、風俗営業等の規制及び適正化に関する法律第2条第6項第5号に定める物品（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等）の自動販売機を設置してはならない。 ・土産物店は金沢にゆかりのある物品を販売するように努める。 ・建築物を修繕する場合は、建築物の耐震性を向上させるための補強に努める。

● このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成13年8月3日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成22年11月16日及び平成29年3月30日に一部変更しました。

● これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」、に基づく手続きが必要となる場合があります。